

## 令和5年度埼玉県初級パラスポーツ指導員養成講習会（2） 実施要領

- 1 目的 地域におけるパラスポーツの振興を図るため、パラスポーツ指導員の養成を行い、障がい者の健康維持・増進と競技力の向上に寄与することを目的とする。
- 2 主催 埼玉県
- 3 事業主体 埼玉県社会福祉事業団（県委託事業）
- 4 後援 公益財団法人日本パラスポーツ協会 / 一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会  
（予定） 埼玉県障がい者スポーツ指導者協議会
- 5 日時 令和5年12月9日（土）、16日（土）、令和6年1月6日（土）、13日（土）  
各午前9：00～午後6：00（時間は変更する場合があります）
- 6 会場 埼玉県障害者交流センター  
〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原 3-10-1
- 7 講習内容 詳細は別紙のとおり  
（なお、本講習会は「（公財）日本パラスポーツ協会パラスポーツ指導者制度」による）
- 8 対象者 埼玉県に在住、在勤、在学で令和5年4月1日現在18歳以上の方（高校生は不可）
  - ① 障がい者スポーツ・レクリエーション振興に実際に関わっている方。
  - ② 障がい者スポーツ・レクリエーション振興に意欲があり、その活動に関わってほしいと考えている方。
  - ③ ①及び②の条件で定員に満たない場合は、埼玉県以外の地域から受講を承認することもある。

※ どの条件においても、講習会全期間に参加可能な方とします。
- 9 募集人員 60人  
※定員を超えた場合は①、②の順で優先し、地域性や活動実績を考慮し選考とします。  
（優先者が定員を超えた場合はその中で抽選を行いません。）
- 10 参加費 講習代は無料。但し、教本代一部負担金として3,000円が別途かかります。  
（教本・競技規則集で3,500円のところ、500円は主催者が負担します。）
- 11 修了証 全課程を修了した方には、県より修了証を授与します。

- 12 資格取得 (公財)日本パラスポーツ協会公認「初級パラスポーツ指導員」の資格を取得できる。(但し、申請料 5,500 円、年会費 3,800 円は別途かかる)
- 13 申込方法 教育委員会、障害者交流センター等で配布する所定の申込書に必要事項を記入し、障害者交流センターに持参または郵送する。 ※FAX での申し込みは不可。  
**締め切り ~ 11月19日(日)(必着)**
- 14 受講決定 受講の可否についての連絡は、11月30日(木)までに郵送にて通知する。
- 15 その他 ① 講習会の全カリキュラムを修了できない場合は未修了となり、次年度以降も改めて全カリキュラムの受講が必要となります。  
② 講義での遅刻は、未修了扱いとなる場合がありますので注意してください。  
③ 申込書の活動歴については詳しくご記入ください。
- 16 申込・問合せ 埼玉県障害者交流センター スポーツ指導担当  
「初級パラスポーツ指導員養成講習会」係  
〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1  
TEL 048-834-2248 FAX 048-834-3333